

経営所得安定対策等の概要

東北農政局

「経営所得安定対策」では、担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業経営のセーフティネットとして、当年産の収入が減少した場合に、その減少額を補てんする交付金（ナラシ対策）を措置しています。

また、麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化や、水田の畠地化を推進する水田活用の直接支払交付金を措置しています。

米・麦・大豆などを生産する農業者の皆様におかれましては、これらの対策を十分に活用いただき、需要に応じた生産・販売に積極的に取り組むことにより、農業経営の安定を図って下さるよう、よろしくお願いします。

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

交付対象者

認定農業者、集落営農（法人化した者は除く）、認定新規就農者
※ いずれも規模要件はありません

対象作物

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね ※ ビール用麦等、黒大豆、種子用は対象外

【令和5～7年産の平均交付単価】

数量払

生産量と品質に応じて交付
※交付単価は品質区分に応じて設定

交付単価は令和5年～7年産に適用

交付単価は、**令和5年産から、消費税の課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分かれました。**

このことから、**免税事業者向け単価を申請する方は、収入・売上が1千万円以下であることを確認するために、2年前（2期前）の確定申告書等の提出が必要となります。**

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け単価	免税事業者向け単価
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg
てん菜	5,070円/t	5,290円/t
でん粉原料用 ばれいしょ	14,280円/t	15,180円/t
そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg

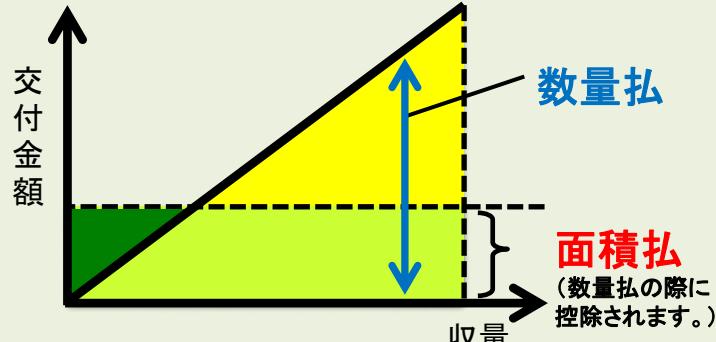
面積払（営農継続支払）

当年産の作付面積に応じて、数量払の先払いとして交付

2.0万円／10a
(そばは1.3万円／10a)

※ 面積払は、自然災害により当年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合にあっても、交付される場合があります。

<数量払と面積払との関係>



2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

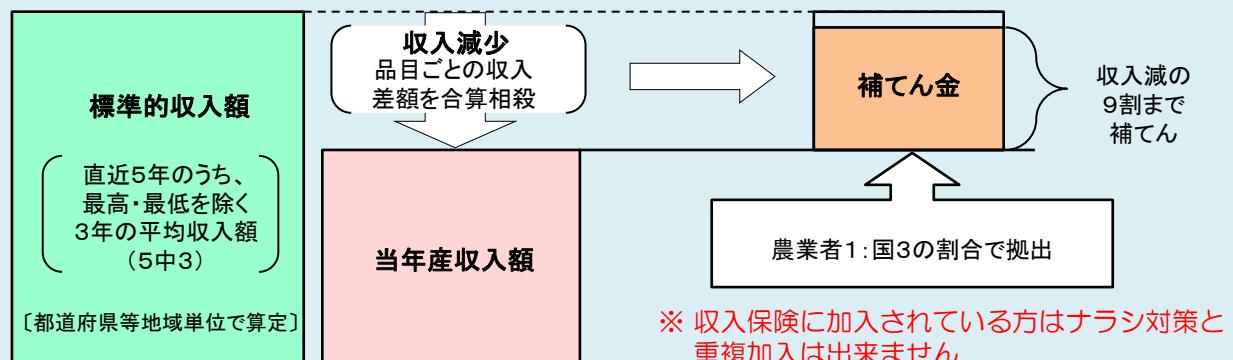
交付対象者

認定農業者、集落営農（法人化した者は除く）、認定新規就農者
※ いずれも規模要件はありません

対象作物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ
※ ビール用麦等、黒大豆、種子用は対象外

- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、過去の平均収入（標準的収入額）を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。
- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- 補てんを受けるには、農業者からの積立金（掛け捨てではありません）の拠出が必要です。
- 令和7年産の交付金は、令和8年5月下旬～6月頃に支払います。



米を生産する予定の農業者は、**加入申請時（令和7年6月30日まで）**に、「**出荷・販売契約数量等報告書**」の提出が必要です。

3. ゲタ対策及びナラシ対策の交付対象者

○ 認定農業者になるには

自らが行う農業経営の5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、その計画を認定庁※が審査し、認定します。

農業者自らが「農業経営改善計画」を作成



○ 認定新規就農者になるには

経営を開始してから5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「青年等就農計画」を作成し、その計画を市町村が審査し、認定します。

新規就農者自らが「青年等就農計画」を作成



○ 集落営農を組織するには

集落営農の要件については、現場実態を踏まえて、**以下の要件を満たすものが対象**となります。

1. 組織の規約の作成

代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用・管理に関する事項等を定めた組織の規約を作成する。

2. 対象作物の共同販売経理の実施

- ① 集落営農の口座を設ける。
- ② 対象品目について組織名義で出荷する。
- ③ その販売代金等を組織の口座で受け取り、費用控除後に生じた利益を販売や出荷をしたすべての構成員に対して配分する。

3. 農業経営の法人化及び地域における農地利用の集積

市町村にゲタ・ナラシ対策への加入を申し出ていただき、市町村が確実に行われると判断すれば、要件を満たしているものとします。※詳しくは最寄りの市町村にご相談ください。



認定庁

市町村

営農範囲が単一市町村の区域内のケース

県

営農範囲が市町村をまたがるケース

国

営農範囲が県をまたがるケース

4. 水田活用直接支払交付金

交付対象者

支援の対象となる農業者は、販売目的で対象作物を交付対象水田で生産（耕作）する販売農家・集落営農

交付対象水田について

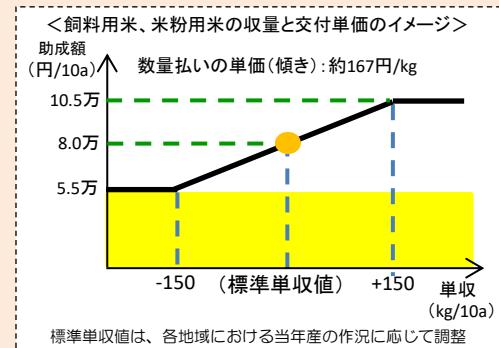
- ① たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
- ② 5年間で一度も水張り（水稻作付が基本）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象としない方針

① 戰略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円／10a※1
WCS用稻	8.0万円／10a
加工用米	2.0万円／10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円／10a※2

※1：多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1.0万円／10aで支援

※2：飼料用米の一般品種への支援について、令和7年度については標準単価7.0万円／10a（5.5～8.5万円／10a）、令和8年度においては、標準単価6.5万円／10a（5.5～7.5万円／10a）とする。

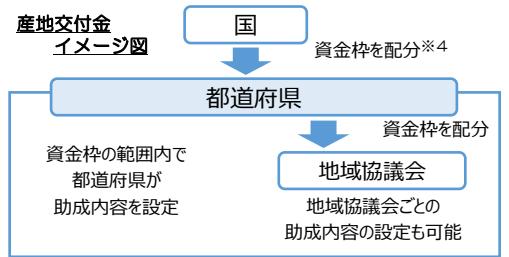


② 產地交付金

水田収益力強化ビジョンに基づく地域の特色を活かした魅力的な產地づくりに向けた取組を支援します。

対象となる取組	配分単価
そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付（基幹作のみ）	2.0万円／10a
新市場開拓用米の複数年契約※3（3年以上の新規契約を対象に令和7年度に配分）	1.0万円／10a

※3：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象



※4：作付転換の実績や計画等に基づき配分

③ 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円／10a）で国が追加的に支援します。

④ 畑地化促進事業（令和6年度補正予算と併せて実施）

水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援や、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整、土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

対象となる支援内容	
① 畑地化支援※5	高収益作物※6：10.5万円／10a 、 畑作物※7：10.5万円／10a
② 定着促進支援 ア 高収益作物※6 イ 畑作物※7	2.0万円（3.0万円※8）／10a×5年間 2.0万円／10a×5年間
③ 産地づくり体制構築等支援 ○産地づくりに向けた体制構築支援：定額 ○土地改良区決済金等支援	1協議会当たり上限300万円 ：定額 上限25万円／10a

※5：交付対象水田から除外する取組をいう。（地目の変更を求めるものではない。）

※6：対象作物は、野菜、果樹、花き等

※7：対象作物は、麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子实用とうもろこし、そば等

※8：加工・業務用野菜等の場合

⑤ 畑作物產地形成促進事業（令和6年度補正予算）

実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、取組面積に応じて支援します。※9

- ・対象作物：麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜など）、子实用とうもろこし
- ・支援単価：4.0万円／10a
- ・加算措置：令和8年度に畑地化に取組む場合、0.5万円／10a加算する。（畑地化加算）

⑥ コメ新市場開拓等促進事業

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。※9

- ・対象作物：新市場開拓用米、加工用米、米粉用米※10
- ・支援単価：4.0万円／10a、3.0万円／10a、9.0万円／10a

※9：取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、地域協議会単位で、予算の範囲内で採択

※10：米粉用米（パン・めん用の専用品種）が対象

5. 交付申請の重要性について

① 申請主義

- ◆ルールにのっとって申請しない限り、権利を得ることができないということです。
- ◆原則、過去に遡って利益を得ることができないため、申請が遅れてしまうと本来得られるはずの利益を得ることが出来ないことになります。
- ◆権利がある場合にその権利行使するかしないかは本人の自由です。



経営所得安定対策等の交付金を受け取りたい方は、経営所得安定対策等実施要綱等に基づき、交付対象者であることをご確認した上で農業者ご自身の責任において交付申請を行ってください。

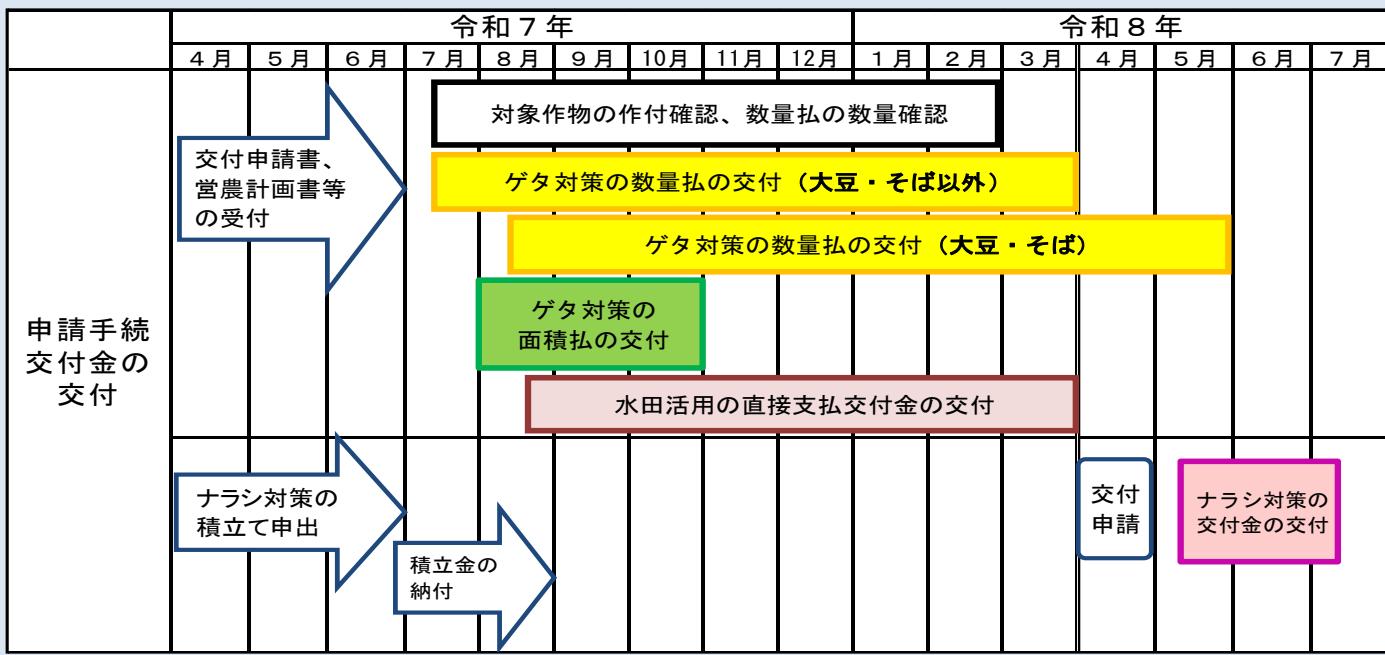
② 提出期限の遵守

経営所得安定対策等の交付金の交付を受けようとする農業者は、交付申請書等の提出書類を作成した上で経営所得安定対策等実施要綱等で定められた期日までに必ず提出してください。

提出期日を過ぎてしまった場合、他の農業者の交付手続きまで遅れてしまい、交付金を円滑に交付することができなくなってしまします。

決められた期日までに交付申請書等を提出されない農業者の方には、交付金を交付することができなくなりますので、提出期日は必ずお守りください。

6. 交付金の交付スケジュールについて(予定)



交付金の交付を受けるためには、対象作物ごとの出荷・販売状況がわかる書類（当年産の出荷販売伝票の写し等）及び農産物検査の結果又は品位等区分の確認結果等がわかる書類の提出が必要です。

※ 農産物検査の結果がわかる書類を「品質区分と同等のものであることを示す資料（ゲタ対策）」や「助成対象の米穀として販売された数量を確認できる資料（ナラシ対策、水田活用の直接支払交付金のうち加工用米・飼料用米・米粉用米）」に代えることが可能です。

問い合わせ先

東北農政局 福島県拠点 地方参事官室 (☎024-534-4157)

お気軽に、無料電話相談



サア

ミナハイロー

ご注意：

- ・携帯電話、P H S、公衆電話及び I P 電話など一部の電話ではご利用いただくことはできません。
- また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」を押してお掛けください。
- 左記以外にも、最寄りの地方農政局等、地域農業再生協議会（市町村、J A等）までお気軽にご連絡ください。

0120-38-3786

受付時間：平日9:00～17:00 自動的にお住まいの地方農政局等に繋がります。